

別 海 町 議 会 会 議 録

第 3 号（平成 27 年 12 月 11 日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

常任委員会付託事件審査結果報告

（1）総務文教常任委員会付託事件

（町長提出議案第 89 号）

委員長報告・質疑

（2）福祉医療常任委員会付託事件

（町長提出議案第 90 号）

委員長報告・質疑

日程第 3

各議案の討論・採決

（1）平成 27 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）

（町長提出議案第 86 号）

（2）平成 27 年度別海町下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）

（町長提出議案第 87 号）

（3）平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2
号）

（町長提出議案第 88 号）

（4）別海町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用に関する条例の制定について

（町長提出議案第 89 号）

（5）別海町立認定こども園設置条例の制定について

（町長提出議案第 90 号）

（6）別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて

（町長提出議案第 91 号）

（6）別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

（町長提出議案第 92 号）

（7）別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

（町長提出議案第 93 号）

（8）別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定

について

(町長提出議案第 9 4 号)

- (9) 別海町公団営農用地開発事業負担金等の徴収条例を廃止する条例の制定について

(町長提出議案第 9 5 号)

- (10) 工事請負契約の締結について (根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事)

(町長提出議案第 9 6 号)

- (11) 土地改良事業の施行について (北中西別地区)

(町長提出議案第 9 7 号)

- (12) 土地改良事業の施行について (東富岡地区)

(町長提出議案第 9 8 号)

- (13) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町ケアハウスみどり野)

(町長提出議案第 9 9 号)

- (14) 公の施設に係る指定管理者の指定について (西春別デイサービスセンター)

(町長提出議案第 100 号)

- (15) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町高齢者生活ハウス)

(町長提出議案第 101 号)

- (16) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町酪農研修牧場)

(町長提出議案第 102 号)

- (17) 別海町教育委員会委員の任命について

(町長提出同意第 6 号)

日程第 4

平成 26 年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

- (町長提出認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号)

委員長報告・一括質疑

- (1) 平成 26 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 1 号)

討論・採決

- (2) 平成 26 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 2 号)

討論・採決

- (3) 平成 26 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- (町長提出認定第3号)
 討論・採決
 (4) 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 (町長提出認定第4号)
 討論・採決
 (5) 平成26年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 (町長提出認定第5号)
 討論・採決
 (6) 平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 (町長提出認定第6号)
 討論・採決
 (7) 平成26年度町立別海病院事業会計決算認定について
 (町長提出認定第7号)
 討論・採決
 (8) 平成26年度別海町水道事業会計決算認定について
 (町長提出認定第8号)
 討論・採決
- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 5 | 発議第 11号 | T P P 協定に関する合意内容と影響等について十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書について |
| 日程第 6 | 発議第 12号 | 「安全保障関連法」の廃止を求める意見書について |
| 日程第 7 | 発議第 13号 | 未婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書について |
| 日程第 8 | 発委第 1号 | 介護報酬の再改定を求める意見書 |
| 日程第 9 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告
(1) 総務文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第89号)
委員長報告・質疑
(2) 福祉医療常任委員会付託事件
(町長提出議案第90号)
委員長報告・質疑 |
| 日程第 3 | 各議案の討論・採決
(1) 平成27年度別海町一般会計補正予算（第4号）
(町長提出議案第86号) |

- (2) 平成27年度別海町下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
(町長提出議案第87号)
- (3) 平成27年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)
(町長提出議案第88号)
- (4) 別海町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
(町長提出議案第89号)
- (5) 別海町立認定こども園設置条例の制定について
(町長提出議案第90号)
- (6) 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第91号)
- (6) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第92号)
- (7) 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第93号)
- (8) 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第94号)
- (9) 別海町公団営農用地開発事業負担金等の徴収条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第95号)
- (10) 工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)
(町長提出議案第96号)
- (11) 土地改良事業の施行について(北中西別地区)
(町長提出議案第97号)
- (12) 土地改良事業の施行について(東富岡地区)
(町長提出議案第98号)
- (13) 公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町ケアハウスみどり野)
(町長提出議案第99号)
- (14) 公の施設に係る指定管理者の指定について(西春別デイサービスセンター)
(町長提出議案第100号)
- (15) 公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町高齢者生活ハウス)

日程第 4

(町長提出議案第 101 号)

- (16) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町酪農研修牧場)

(町長提出議案第 102 号)

- (17) 別海町教育委員会委員の任命について

(町長提出同意第 6 号)

平成 26 年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

- (町長提出認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号)

委員長報告・一括質疑

- (1) 平成 26 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 1 号)

討論・採決

- (2) 平成 26 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 2 号)

討論・採決

- (3) 平成 26 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 3 号)

討論・採決

- (4) 平成 26 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 4 号)

討論・採決

- (5) 平成 26 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 5 号)

討論・採決

- (6) 平成 26 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 6 号)

討論・採決

- (7) 平成 26 年度町立別海病院事業会計決算認定について

(町長提出認定第 7 号)

討論・採決

- (8) 平成 26 年度別海町水道事業会計決算認定について
(町長提出認定第 8 号)

討論・採決

- 日程第 5 発議第 1 1 号 T P P 協定に関する合意内容と影響等について十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書について
- 日程第 6 発議第 1 2 号 「安全保障関連法」の廃止を求める意見書について
- 日程第 7 発議第 1 3 号 未婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書について
- 日程第 8 発委第 1 号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1 番	小 椋 哲 也	2 番	外 山 浩 司
3 番	大 内 省 吾	4 番	木 嶋 悦 寛
5 番	松 壽 孝 雄	6 番	森 本 一 夫
7 番	今 西 和 雄	8 番	西 原 浩
9 番	沓 澤 昌 廣	1 0 番	小 林 敏 之
1 1 番	瀧 川 榮 子	1 2 番	戸 田 憲 悦
1 3 番	中 村 忠 士	1 4 番	渡 邊 政 吉
副議長 1 5 番	佐 藤 初 雄	議 長 1 6 番	松 原 政 勝

○欠席議員（ 0 名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	真 籠 毅	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産 業 振 興 部 長	佐 藤 則 夫
建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
会 計 管 理 者	田 保 圭 乙	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏
農 委 事 務 局 長	山 崎 茂	総 務 部 次 長	佐 藤 告
建 設 水 道 部 次 長	金 田 秀 幸	総 務 課 長	佐 藤 告
総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人	財 政 課 長	阿 部 美 幸
税 務 課 長	中 村 公 一	防 災 交 通 課 長	宮 本 栄 一
福 祉 課 長	山 田 一 志	介 護 支 援 課 長	今 野 健 一
町 民 課 長	三 戸 俊 人	農 政 課 長	門 脇 芳 則
水 産 み ど り 課 長	干 場 富 夫	商 工 観 光 課 長	川 畑 智 明
管 理 課 長	伊 藤 一 成	事 業 課 長	金 田 秀 幸
上 下 水 道 課 長	小 島 実	病 院 事 務 課 長	大 槻 祐 二

○議会事務局出席職員

事 務 局 長	登 藤 和 哉	主 幹	田 畑 直 樹
---------	---------	-----	---------

○会議録署名議員

1 番 小 椋 哲 也
3 番 大 内 省 吾

2 番 外 山 浩 司

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

多少時間が早いのですが、皆さんおそろいなのでただいまから、4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

1番小椋議員、2番外山議員、3番大内議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

初めに、総務文教常任委員会に付託しました、議案第89号の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松壽孝雄君） それでは、総務文教常任委員会付託事件報告をいたします。

平成27年12月8日開催の第4回定例会1日目において、総務文教常任委員会に付託のありました、議案第89号「別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」の審査経過と結果について御報告いたします。

本議案につきましては、12月10日全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

本条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定め、円滑に国及び地方公共団体との連携を図り、地域の特性に応じた施策を実施するために制定するものです。

主な質疑では、「マイナンバーの利用の拡大が進められる中、システムの改修など、町の負担は更に増えていくのか」、「マイナンバー制度における費用対効果はどのようになるのか」などの質問に対し、「今後更なる情報連携が進む中で、新たなシステムの整備や改修が必要となることが予想される。」、「行政手続きにおける利便性の向上や所得情報の正確性向上による社会保障の公平性確保などの効果が期待されるが、セキュリティ対策経費等の費用は多額であることから、効果を実感できるまでには一定の時間を要すると想定される。」などの回答があったところです。

また、「個人の情報が流出した場合の補償」や「生体認証によって本人確認を行うとの情報があるが、人権侵害にあたらぬか」との質問には、「いずれも、国から示されているものはない。町としては情報が流出した場合の対応ではなく、流出させない対応を関係機

関と連携し進める。」との説明がありました。

質疑に引き続き討論を行いました。

このマイナンバー制度の導入は、国民総背番号化を進めることにより国民全体の個人情報管理の効率化がねらいであることは明らかであり、日本年金機構の情報流出ではセキュリティ対策を講じても絶対安心ではないことが示された。このことは、この制度が決して公平公正ではないことが露呈されたものであり、プライバシーの侵害にもつながりかねない重大な問題であることから、この条例案には反対するとの討論がありました。

一方、マイナンバー制度の導入については、その運用に一部不安はあるものの、国民の利便性の向上と行政事務の効率化を目指すために国の法律に基づき全国で実施されるもので、平成28年度1月からの利用開始に向け関係機関で準備に取り組んでいる最中にあり、条例が制定されなければ、むしろ事務の停滞や混乱を招く恐れがある。この制度の町民への周知徹底を図り、万全の準備を進められることを要望して、賛成するとの討論がありました。

慎重な審議の結果、本条例の制定は、正確な本人確認を前提に、「個人番号」を利用して社会保障や税の情報を把握し、効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを整備することは、国民生活を支える社会基盤を構築する上で必要であると判断し、委員全員による採決では、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（松原政勝君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

次に、福祉医療常任委員会に付託しました、議案第90号の審査結果について報告を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（戸田憲悦君） 報告書については、皆さんのお手元に配付のとおりでございますが、報告をいたします。

平成27年12月8日開催の第4回定例会一日目において、福祉医療常任委員会に付託のありました、議案第90号「別海町立認定こども園設置条例の制定について」の審査経過と結果について、御報告いたします。

議案につきましては、12月10日、全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め、慎重に審議を行い、同日、委員会として討論・採決に至ったものであります。

本条例については、昨年度策定した「別海町こども・子育て支援事業計画」に基づき、本年4月から施行された子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受ける施設として、既に運営を開始している認可保育園・幼稚園が、来年度から「認定こども園」へ移行するため新たに制定するものです。

新制度下の施設型給付を受ける認定こども園には、類型により基づく法律などにも違いがあります。

認可保育園が移行する「保育所型 認定こども園」は、これまでと同様に児童福祉法に

基づく児童福祉施設に幼稚園機能が付加されるもので、入園が可能となる認定こどもは、保育を必要とする３歳以上児（２号認定こども）、及び３歳未満児（３号認定こども）に加え、教育を希望する３歳以上児（１号認定こども）の入園が可能となります。

また、幼稚園が移行する「幼稚園型認定こども園」は、これまでと同様に学校教育法に基づく学校施設に 保育所機能が付加されるもので、入園が可能となる認定こどもは、教育を希望する３歳以上児（１号認定こども）に加え、保育を必要とする３歳以上児（２号認定こども）の入園が可能となりますが、３歳未満児（３号認定こども）は入園できないなど、類型により異なる事項もあります。

今般、新たに制定しようとする条例では、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する施設の設置目的、及び地域の子育て支援を行う事業について、並びに 保護者に負担を求める利用料等、保育所型及び幼稚園型の両施設に共通する事項について規定され、各施設で異なる入園資格・手続きや保育時間などの事項については、それぞれの施設の規則に委任することが規定されており、認定こども園設置条例として必要な規定が整備されていることを確認しました。

また、審査の中で、今後の「認定こども園」への移行に伴い、福祉部と教育委員会が連携と情報共有を図り運営を行っていくこと、また、保育・教育現場を含め保護者に対して丁寧な説明を行っているとの説明も受けておりますので、併せて報告いたします。

慎重な審査の結果、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、福祉医療常任委員会に付託されました、事件の審査結果報告といたします。

○議長（松原政勝君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第３ 各議案の討論・採決

○議長（松原政勝君） 日程第３ 各議案の討論、採決を行います。

それでは初めに、議案第８６号平成２７年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

議案第８７号平成２７年度別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号平成27年度別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 議案第89号に反対の立場で討論に参加いたします。

特定の個人を識別するための番号は国民総背番号制で、全ての国民に・・・

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

瀧川議員は総務文教の委員ですよね。その中で、討論をやっていますよね。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） 本会議の場合は、委員会外の人で討論をしていただきたいと思います。

（中村議員、許可を得ず「今までありましたよ。過去に。」と発言）

○議長（松原政勝君） これは、要するに委員会で加わっているので、本会議では認めることができません。

委員外の人で討論を受けたいと思います。

（中村議員、許可を得ず「そういう規定はないですよ。」と発言）

○議長（松原政勝君） これは議長判断で決定させていただきます。

はい。13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 本議案に反対する立場で討論をいたします。

マイナンバー制度を具体化するという内容であります。

私はこれまでも、個人番号制いわゆるマイナンバー制の危険性について指摘をしてきたところであります。

一つに、100%情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能であること。

二つに意図的に情報を盗み、売ろうとする人間が現にいるということ。

三つに一度情報が漏れてしまうと取り返しがつかないということ。

四つに情報は集積されればされるほど利用価値が高まって攻撃されやすくなるということ。

マイナンバー制が宿命的に持つこうしたリスクについては、現在のところ回避は不可能であります。

マイナンバー制を先進的に導入しているアメリカでは、社会保障番号が偽造される事件

が頻繁に起こっています。ヨーロッパでも、マイナンバー制を導入したものの、さまざまな問題が起こって、廃止を含めた見直しの検討が始まっています。

日本年金機構の年金個人情報流出していた事件は、政府がまともな情報管理能力を持っていないことを深刻な形で示しました。

ほとんど普及しなかった住基カードでさえ、4年間に103件もの成り済ましによる不正取得が起こっています。

こうした問題が解決されないまま、全国民に番号が割り当てられ、その番号に個人情報が集積されることが方向づけられているマイナンバー制の危険性は、はかり知れないものがあります。

さらに、この制度は政府による国民監視に利用される可能性が高いという側面も持ち合わせています。

マイナンバー制は危険であり、廃止すべきであると私は思っています。

本条例案は、そうした危険なマイナンバー制の具体化であり、賛成できないということを申し上げて反対討論といたします。

以上であります。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番渡邊議員。

○14番（渡邊政吉君） 私は本議案を賛成する立場で討論させていただきます。

まずもって、冒頭にこのマイナンバー個人カードは、取得の義務はないという事ではございます。義務ではありません。

通知カードを全国民に届けますが、それを取得するかどうかは、義務づけるようなものでございせん。

国が国民に番号を振って情報管理する仕組みは、国民感情として不安があることは、これは否めません。これは大方の方が持っているというのも事実でございます。

それはですね、情報管理の主体が国で、情報管理なのか、あるいはサービス提供なのかという受けとめ方の相違だという考え方も、一方でございます。いわゆる国民一人一人が国に対する信頼度に由来するところが大きい、このように判断をいたします。

しかし、本件は、国民にとっては利便性の高い公平公正な社会を実現するものであり、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の公平化が図られること、あるいは大災害時とか、積極的な支援に活用されることもあります。

ましてや行政事務の効率化が図られるという特権がございまして、この効果は大きいと見込まれるところでございます。

さらに複数の機関に存在する個人情報について、同一の人物の情報があるということの確認を行うため、社会のための社会基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性の確保と国民にとって利便性の高い公平公正な社会の実現に向けて有効な制度と判断するものであります。

恐らく、このカードのICチップに収納される電子証明書は、今後、ネットバンクなどにさまざまな民間サービスの拡大がされると予想されます。

あるいは来年度から利用が始まるマイナポータル等は、個人のライフイベントや世帯環境に応じた行政サービスを知らせる機能もございまして、私は今後、日本国民には、これら必要な制度だと、このように思っているところでございます。

皆様御存じのように平成20年度に住基ネット最高判決の趣旨を踏まえた大綱が出され

て、その大綱をもとに議論がなされ、国会でもさまざまな角度から不安とされる内容については、質疑を行われておりまして、その結果、衆参両院で可決の際に附帯決議がなされる等々、より一層の問題点の認識を共有したところでございます。

その大要を踏まえた準備がなされてきていると私は判断するものでございます。

以上、るる申し上げます、本案、議案第89号に対しての賛成討論にかえたいと思います。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、可決すべきとするものです。

賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立多数です。

したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第90号別海町立認定こども園設置条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第91号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

13番中村議員。

○議長（中村忠士君） 議案第92号国民健康保険税条例の一部改正に反対する立場で討論いたします。

本条例案は、国民健康保険税の減免を受けようとする際の申請書に氏名、住所のほか個人番号を記載することとするものであります。

先ほど申し上げましたとおりに、私はこれまでも個人番号制、いわゆるマイナンバー制

の危険性については指摘をまいりました。

100%情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能であること、情報は集積されるほど利用価値が高まって攻撃を受けやすくなることなど、マイナンバー制が持つこうしたリスクについては、現在のところ、回避は不可能であります。

マイナンバー制を先進的に導入しているアメリカやヨーロッパ諸国では、マイナンバー制を導入したものの、さまざまな問題が起こって廃止を含めた見直しの検討が始まっております。

日本年金機構の年金個人情報流出していた事件は、政府がまともな情報管理能力を持っていないことを深刻な形で示しました。

こうした問題が解決されないまま全国民に番号が割り当てられ、その番号に個人情報が集積されることが方向づけられているマイナンバー制の危険性は、はかり知れないものがあります。

さらに、この制度は政府による国民監視に利用される可能性が高いという側面も持ち合わせています。

本条例案は、こうした危険なマイナンバー制の具体化であり、賛成できないということを申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

番号法に関しましては、平成25年5月に成立、そして平成28年1月1日に施行されるものであります。

この条例に関しましては、国の制度として、施行に合わせて町の条例を整理するものでございます。事務の効率化等勘案いたしまして、この条例を改正することが適当であると判断いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立多数であります。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 議案第93号介護保険条例の一部改正に反対する立場で討論をいたします。

本条例案は、介護保険料の徴収猶予を受けようとする際の申請書に氏名、住所のほか個

人番号を記載することとするものであります。

100%情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能であること、情報は集積されればされるほど利用価値が高まって攻撃されやすくなることなど、マイナンバー制が持つこうしたリスクについて、現在のところ回避は不可能であります。

日本年金機構の個人年金個人情報流出していた事件は、政府がまともな情報管理能力を持っていないことを深刻な形で示しました。

こうした問題が解決されないまま全国民に番号が割り当てられ、その番号に個人情報が集積されることが方向づけられているマイナンバー制の危険性は、はかり知れないものがあります。

さらにこの制度は、政府による国民監視に利用される可能性が高いという側面も持ち合わせております。

本条例案は、そうした危険なマイナンバー制の具体化であり、賛成できないということを申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 私は賛成の立場で討論いたします。

この議案に際しましても、先ほど申し上げましたように、国の番号法の来年28年1月1日の施行に向けて、町の条例を整理するものであり、町行政の業務の効率化、それから介護保険利用者の適正な運営を行うためと判断しておりますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立多数であります。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号土地改良事業の施行について（北中西別地区）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり決定されました。

議案第98号土地改良事業の施行について（東富岡地区）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり決定されました。

議案第99号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり決定されました。

議案第100号公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１００号は原案のとおり決定されました。

議案第１０１号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０１号は原案のとおり決定されました。

議案第１０２号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０２号は原案のとおり決定されました。

同意第６号別海町教育委員会委員の任命についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第６号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第４ 平成２６年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（松原政勝君） 日程第４ 平成２６年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告を議題といたします。

本件につきましては、平成２７年第３回定例会において各会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託しております。

この審査報告書が提出されておりますので、審査結果の報告を求めます。

それでは、決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（松壽孝雄君） それでは、平成２６年度別海町各会計決算

審査特別委員会委員長報告をいたします。

本年、第3回定例会で認定第1号から認定第8号までが上程され、9月8日の本会議において本特別委員会が設置され、決算審査について付託されました。9月10日には、第1回目の委員会を開催し審査方法などを協議・決定し、本審査に必要な関係資料の提出を求めました。

なお、本年度も事前資料や事前質問を取りまとめるなど、質疑の充実と効率的な審査となるよう努めたところです。

本審査は、10月21日から10月30日までのうち、実質4日間の日程で所管ごとに内容を慎重に審査して、11月13日には理事者等の出席を求め、総括質疑を行ない、一切の質疑を終了し、委員会として討論・採決に至ったものであります。

審査の経過と結果については、お手元に配付しております報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただき、今後の行政執行における指摘事項を含め、審査意見として御報告申し上げます。

なお、委員会では、各会計とも適正に執行されているとして、採決では一般会計を初め、全ての会計について全員一致で認定された次第であります。

最初に、一般会計については、歳入歳出実質収支額で約7,480万円の黒字決算となっており、財政健全化判断比率等を見ましても良好な状態であり、特に是正する事項はありませんが、全体的に財政の硬直化も懸念されることから、何かと不確定な要素が多い中ではありますが、今後も引き続き、健全な財政運営の確保を目指すべきであると言えます。

地方財政を取り巻く環境は、国の財政政策により、一部では成長戦略の成果が見られるものの、個人消費は依然として横ばい状態にあり、人口減少や少子高齢化等の社会的要因による将来不安により、引き続き大変厳しい実体にあるといえます。

このような中、地方の財政計画は多面的な要因により、方向修正を余儀なくされていることから、的確な情報の把握と施策の根幹を担う財源の確保に努め、中長期的なビジョンのもとに、歳出の削減と各種事業の費用対効果の検証を行い、第6次別海町総合計画の着実な推進を図るとともに、町財政の健全化に一層努めることが必要であります。

特に、町税及び税外の収入未済額、あるいは滞納繰越額に対する収納環境・処分方法については、現在の社会情勢等をみると、益々、困難になることは否めません。このことは、円滑な財政運営に支障を来すとともに、公正・公平な負担を著しく欠き、町民の納付意識の低下を招くことになりかねないことから、今後も収納環境の整備を図り、関係機関等の共通理解のもと、自主納付を促すとともに個々の生活状況などに配慮しながら、きめ細かな対応をとるなど、なお一層収納率の向上に努める必要があります。

また、今後も、経済情勢の飛躍的な向上が見込めないことから、収納対策に関しては債権管理条例のもと、一層の収納対応策の強化を図られたい。

町はこうした中、経費削減意識のもと、実質収支額を黒字に収め、変化に対応可能な財政調整基金の積立に努め、成果を上げていることは評価されますが、これまで行ってきた事業の検証や分析を行い、行政サービスの向上や少子高齢化社会への迅速な対応及び危機管理能力の向上などの横断的な課題解決に向け、より一層の努力が必要である。本町独自の地域実情に調和した事業である、起業家支援事業や地域貢献中小企業支援事業等は優れた事業であり、高く評価されます。今後とも、別海町規格の事業を効果的に展開することを期待します。

また、自主自立の行政運営を実行し、住み良いまちづくりのための自治基本条例に基づき、あらゆる行政情報を町民と共有し、町民の利便性の向上や町民ニーズに対応した行政サービスの対応に努め、第6次総合計画の着実な実践と町民と歩む協働のまちづくりの推進のため、財政健全化のため効率的な予算執行に取り組むことを期待します。

次に、5つの特別会計についてであります、

一つ目の国民保険特別会計についてですが、収入未済額を前年度と比較すると、現年課税分が14.1%減少し、滞納繰越分が12.3%減少しており、収入未済額が歳入調定総額の4%を占める状況となっている。

また、一般会計からの繰入金は前年度と比較し、18.9%減少し約1億5,697万円となっていることから、本特別会計の財政運営に及ぼす影響が懸念される。

国民健康保険税の収納率は、滞納整理機構による徴収を含め対前年比1.5ポイント上回り、依然高い収納率（89.4%）を堅持し、滞納世帯への対応や取り組みに関し、関係職員等の努力は高く評価できるが、公正・公平な負担と税収の確保の観点から、今後も収入未済額の解消と収納率の向上に向け、さらなる努力と慎重な対応が望まれる。

二つ目の下水道事業特別会計については、当年度末までに供用開始している8地区とも計画に沿って推移している状況にあり、下水道普及率（60.7%）は人口減による微減はしたものの関係職員の努力が認められる。

しかし、一般会計からの繰入金は前年度と比較すると約160万円減少し、収入未済額については、下水道使用料の前年比較で約12万円増加している。

今後も町民の理解と協力を得ながら、未収金回収に努め、老朽施設の整備を計画的に進めるなどの努力が望まれる。

三つ目の、介護サービス事業特別会計についてですが、一般会計からの繰入金は前年度と比較すると、施設整備のため5,530万円減少しているが、今後も将来見通しを十分に勘案して予算執行に努めるべきである。

四つ目の介護保険特別会計についてですが、一般会計からの繰入金は前年度と比較すると約696万円増加しており、収入未済額は現年分で約176万円、滞納繰越分で約22万円、それぞれ前年度より増加している。

収入未済額については、全額が保険料の未収金であることから、今後も介護保険制度などの情報を積極的に提供し理解を求めながら、解消に向けた努力が望まれる。

五つ目の後期高齢者医療特別会計についてですが、収入未済額は、現年課税分で14.0%の増加、滞納繰越分で13.3%の増加となっている。

今後も、広く理解を求めながら、未収金回収に努力が望まれる。

次に、町立別海病院事業及び水道事業の2企業会計についてであります。

まず、病院事業会計についてですが、経営面では、常勤医の増加などにより医療体制が充実・強化され、取扱患者数が前年度と比較すると1,450人増加し、一日平均患者数では入院患者で0.6人の減少、外来患者数で7.3人の増加となっている。

また、収益面では前年度対比、入院収益で約3,280万円の増加、外来収益で約1,484万円の増加となり、患者一人当たりの単価で比較すると、入院で7.7%、外来で1.1%の増加であり、患者数の増加により収益の伸びが見られる結果となっている。

さらに、病院会計を運営するため必要な一般会計からの負担金の繰入は、6億4,430万円で、うち基準外繰入金は4億4,350万円となり、負担金の総額は依然として高額で推移している。

一般会計からの繰入金の総額は7億円を超え、基準外繰入額についても4億円を上回る額となっており、累積欠損金も17億円を超える状況にあることから、今後も厳しい経営が続くものと想定される。

今後とも必要な医療提供体制の確保・維持と病床利用率の向上を図るため、医師及び医療従事者の安定的確保や適切な診療体制の維持と経費節減に努め、住民から信頼される自治体病院として、地域に根ざした良質な医療が提供されることを望みます。

水道事業会計については、今後も引き続き、施設基盤の強化、経費縮減による経営の効率化、施設の長寿命化と計画的な耐震対策等を図りながら、安全で安心な水道水の安定供給を望むものであります。

以上が、審査過程における意見であります。

総括的にみますと、本格的な人口減少社会を迎えたことに加え、少子高齢化による社会的不安、円安などにより国内経済情勢は不安定なものとなっており、国の予算や地方財政対策は予算を許さない状況である。さらに、原子力発電所の再稼動及び社会保障制度の効率化は急務となっており、地方の行財政を取り巻く環境は一層厳しく、地方自治体にとっては混乱の中にあるといえます。

本町においても例外ではなく、T P P交渉大筋合意に伴う懸案事項とその対策、基幹産業である農漁業の自然災害に伴う被害、飼料高騰問題や、酪農後継者問題や環境対策などの問題、被害が増大しているエゾシカ対策や社会保障問題などの課題が山積している中、産業振興や町民福祉の向上を図るために、どのような予算を編成していくか、極めて難しい現状に直面しております。

まちづくりにおいては、第6次総合計画を基本として、進めていかなければなりません。が、町民と行政とが、共通理解のもと、本町が抱える諸課題について、幅広い議論を展開し、政策を決定していくことが必要であり、また、安定的・継続的に重点施策を推進する上で、既存事務事業の費用対効果の検証を行なうことが肝要であると考えます。

今後、一層、事業の選択と事務の効率化等を図り、将来世代に負担のツケを回さぬ努力をし、効果的・効率的な予算執行に努めるとともに、町民との情報共有を推進し、「笑顔あふれる豊かさ実感のまち」を町民と協働によりつくり上げるよう切望するところであります。

最後になりますが、本特別委員会で指摘に関する事項3項目の質問に対して、町側から真摯な答弁をいただき、本特別委員会では価値あるものとして位置付けしたところであり、今後に期待をするものであります。

なお、本会計の委員会のまとめの中で、指摘に関する事項のほかでは、ふるさと納税に関することや、費用対効果に対する町の基本的な考え方及び行政情報の定期的な公表などの小勢の意見があったことを申し添えます。

以上をもって、平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（松原政勝君） 委員長報告が終わりましたので、ここで委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今、委員長からの報告を受けたところでありますが、簡潔に6点について質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、歳入の雑入の問題であります。収入未済がですね、収入未済額が435万円余りとなっています。これ平成23年度から発生しているものですが、年々増加をしています。未済となる原因、増加の原因、今後の見通しについては、審査をされたでしょうか。したのであれば概略で結構です。お聞きかせ願いたいと思います。それが1点目。

2点目、歳出についてです。衛生費のじん芥処理場費の収集委託料が500万円、それから根室北部広域連合負担金が2,000万円前年度よりふえています。

また、じん芥処理場費の業務委託料が260万円ふえていると、こういうことから、廃棄物の量が増加傾向にあるのではないかと懸念が生じるところでありますが、それについては、審査がされたでしょうか。

3点目ですが、農林水産業費の農業振興費の問題であります。資源循環施設利活用整備事業、それから資源循環施設管理経費、合わせて2,600万円以上の支出となっているわけですが、資源循環施設についての経営状況や今後の見通しについての審査はされたでしょうか。

4点目です。同じく農業費の畜産業費、酪農工場整備事業費807万円余りですね、それから酪農研修牧場運営費助成事業費で1,170万円、前年比では大きな増減はないのですけれども、現状の課題等については審査をされたでしょうか。

5点目、同じく農林水産業費の林業費です。環境保全緑化事業などですね、諸事業が行われて7,590万円が支出されています。合計で計画では138ヘクタールの造林が行われることになっていました。この事業について、別海町の森林面積はどのくらいふえてきたか等、事業の成果や課題については検証されたでしょうか。

最後です。商工費の旧交流センター管理経費、それからふるさと交流館管理経費、合わせて2,500万円余りの支出が行われています。民間の運営になった平成22年度の途中からですね、平成26年度を含めると4年間で1億5,000万円が支出されたことになります。郊楽苑にかかる課題と今後の見通しについては審査をされたでしょうか。

この6点についてお伺いします。

○議長（松原政勝君） 決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（松壽孝雄君） 今、中村議員のほうから決算審査報告について質問ございました。

まず、1点目の歳入については、瀧川委員から質問ございまして、審査をしております。

また、2点目の衛生費、清掃費、塵芥処理費については、佐藤委員、瀧川委員から意見がありまして、これも審査をし、承認をされております。

それから第3番の農林水産省、産業省のこの振興についても、これは佐藤委員、瀧川委員から意見がございまして、委員会として審査をし、承認をしているところであります。

また、同じく4番目の農業費、畜産業費につきましては、小椋委員、佐藤委員から委員会で意見があり、慎重審議の上、承認されております。

それから5番目の農林水産業費についてありますが、これは小椋、佐藤、瀧川委員からの意見がございまして、これも慎重に審査をしております。

最後の6番の商工、旧交流センター経費等についてであります。これは佐藤委員から質問があり、これも委員会で審議をし、6項目について全て審査をし、承認をされております。

詳細につきましては、お手元に配付している資料と先ほど私が委員長報告した案件で御理解いただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 中村議員、よろしいでしょうか。

○13番（中村忠士君） はい。

（今西議員、許可を得ず「議長、発言を許してもらえないでしょうか。」と発言）

○議長（松原政勝君） それはどこに発言をしようとしているのですか。

委員長報告に対してですか。

○7番（今西和雄君） 質問に対しての。

○議長（松原政勝君） それは今、受けておりません。

委員長報告に対する質疑を受けているところです。

○7番（今西和雄君） 了解しました。

○議長（松原政勝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

それでは、これから平成26年度別海町各会計決算認定について、討論、採決を行います。

認定第1号平成26年度別海町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第1号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

認定第2号平成26年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第2号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成26年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第3号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第4号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成26年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第5号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第6号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成26年度町立別海病院事業会計決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第7号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成26年度別海町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、認定第8号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

ただいま、平成26年度別海町各会計決算認定について、全て決定いたしましたので、平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会は解散いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会は、ただいまをもって解散とします。

松壽委員長、今西副委員長を初め、委員の皆さんは大変長い間御苦勞さまでした。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君） ここで、お諮りします。

日程第5 発議11号から日程第8 発委1号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5 発議第11号から日程第8発議第1号までの4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第5 発議第11号

○議長（松原政勝君） 日程第5 発議第11号TPP協定に関する合意内容と影響等についての十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） TPP協定に関する合意内容等、意見等について十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

TPP協定に関する大筋合意がなされましたが、これまでの交渉過程においては情報提供がまったくなされなかった中で、合意内容についても未だ説明が不十分であり、現時点で具体的な対策が示されていないことから、農林漁業者をはじめ地域から不安と懸念の声が多く聞かれております。

まずはこうした大きな不安や懸念を払拭することが何より重要であります。

農林水産物については、関税の即時撤廃となるものだけでなく、時間をかけて関税削減や輸入枠拡大となるものがあり、地域の農林水産業などへの長期にわたる様々な影響が懸念されます。

農林水産業は、地方の基幹産業であることに加え、国土・自然環境・農村景観の保全、

農村が培ってきた文化の維持・継承・さらには就労の場、観光資源、地域社会の持続可能性など多面的な機能を有しており、食料安全保障の観点からも、将来にわたり持続的に発展していくことが必要であります。

このため、国においては、懸念される影響などの状況把握に継続して取り組むとともに、取り組みの状況並びに合意内容に関わる情報を公開し、仮に影響が生じることとなった場合にはその影響を最小限にとどめる手立てを講じていくことや、生産者・事業者が意欲と希望を持って経営に取り組み確実に再生産が可能となるようにすることが不可欠であることから、万全の対応を強く求め、本意見書を提案するものであります。

発議第11号TPP協定に関する合意内容と影響等について十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条 第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年12月11日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、松壽孝雄、同、佐藤初雄、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、TPP担当大臣、内閣官房長官。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第12号

○議長（松原政勝君） 日程第6 発議第12号安全保障関連法の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 安全保障関連法の廃止を求める意見書の内容について御説明申

し上げます。

本年9月19日未明、国会で「安全保障関連法（自衛隊法など既存の法律を一括改定する「平和安全法制整備法」と自衛隊の海外派遣を随時可能にする新たな恒久法「国際平和支援法」）が政府与党により強行採決されました。

この「安全保障関連法」は、「戦闘地域」と一体となす地域での兵站活動、戦乱が続く地域での治安活動や武器の使用、日本が攻撃されていないのに武力を行使する集団的自衛権など、どれをとっても自衛隊の海外での武力行使を可能にするものであり、憲法9条を蹂躪するものです。憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員が、憲法に反する法律をつくる異常事態に陥っています。

圧倒的多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官や判事が「憲法違反」であると批判しています。

また、世論調査でも7割の国民が「今の国会で成立させる必要はない」、8割が「説明が尽くされていない」と答えています。

憲法に反し、民意に反して強行可決されたことは、日本の立憲主義、民主主義が危機にあることを示していると言わなければなりません。

よって、国におかれては、「安全保障関連法」を廃止するよう強く求め、本意見書を提案するものであります。

発議第12号「安全保障関連法」の廃止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条 第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年12月11日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同、中村忠士、同、木嶋悦寛。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番松壽議員。

○5番（松壽孝雄君） 私は、本意見書には反対する立場から討論をいたします。

国民の生命と平和を守ることは政府の重要な責務であります。

国際法上、日本は国家としての当然の権利である自衛権を有することですので、したがって、自衛行動は憲法上許される、自衛のための戦力に至らない必要最小限度の実

力という誇示も、これは合憲であるというのが政府の解釈であります。

すなわち、この平和安全法制整備法は、国会の存立を全うし、国民を守るための切れ目ない安全保障法制を整備するものであります。

また、この法案は日本国憲法第9条のもとで許容される自衛の処置として、武力行使の新3要件が法制化されております。

1、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険があること。

2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、ほかに適当な手段がないこと。

3、必要最小限度の実力行使にとどまることです。

原則として事前に国会の承認を求めることも法案に明記をされているところであります。

憲法は第9条において、いわゆる戦争放棄し、戦力の保持を禁止していますが、全文において、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認し、また、13条において、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めているところからも、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは解釈されません。

国際社会の一員としての責任を憲法の範囲内で積極的に果たすことが重要であり、国際社会の平和と安全を確保することは、ひいては我が国の平和と安全につながるものであると考え、反対討論といたします。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 発議第12号安全保障関連法の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。

安全保障関連法案に関する政府説明について、8割以上の国民が十分に説明していると思わないとし、今国会での成立に反対とした人が7割に達する状況の中で、安倍政権はこれまで、許されるとされていた個別的自衛権の範囲を超え、許されない集団的自衛権の行使容認を前提として、他国の軍隊に対する協力支援活動ができるようにする国際平和支援法など、合計すると11本の法改定並びに制定を一気に強行可決しました。

この法案をめぐっては、さきの衆議院憲法審査会において参考人として招致された学識経験者全員が憲法違反に当たるとするなど、圧倒的多数の憲法学者、元最高裁長官や判事、内閣法制局長官経験者が、安保関連法の違憲性を指摘してきてきました。

安保法制の強行採決は、憲法の範囲を超えて政治を行ってはならないとする立憲主義を破壊するものです。立憲主義の破壊を許すことは、独裁政治の一步を許すことにつながります。絶対に容認してはならないことだと思います。

作家で僧侶の瀬戸内寂聴さんは6月18日に、安保法案に抗議する国会前での集会に車いすで参加してスピーチをしました。このようにおっしゃっています。

「ずっと京都で病気の療養をしていた。もうここで死んでもよいという気持ちできた。私は終戦で、正しい戦争だと丸々信じ込んでいた馬鹿さ加減に気づいた。しかし、また戦争が今にも始まりそうな気配になってきている。今の日本の状態は、昭和十六、七年ごろの雰囲気だ。あのころは食べ物もあり、普通の生活をしていた。でも、だんだんと戦争に

傾いていくと、それまでのように自由ではなくなってきた。今の日本も表向きは平和だが、すぐ少し後のほうに軍歌の音が続々と聞こえている。そういう危険な感じがする。」
このようにおっしゃっています。

好んで戦争したいと思う国民はいません。しかし、戦争は一夜にして起こるものではありません。国民がここまではいいだろう、ここまでは許されるだろうと思っている中で、徐々に少しずつ、そして周到に戦争は準備されていくものだというのを、あの70年前の戦争で思い知らされたのではなかったのでしょうか。

安倍政権は超えてはならない一線を踏み込みました。もうこれ以上許してはならない。「許さない」の意思を、そして、憲法に違反し、立憲主義を破壊する安保関連法、戦争法は「廃止するしかない」の意思を別海町議会に示すべきであります。

以上、申し上げ、同意見書に賛成する討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございませんか。

7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 私はこの意見書に反対する立場から討論させていただきます。

我が国は70年におよぶ平和国家を歩んできたことは、私も十分承知しております。それは、さきの大戦で大変多くの犠牲者の上に成り立っている。

あわせて、不戦の誓いとして国民の総意で、今まで歩んできた。その結果だと私は認識しております。

しかし、今、我が国は平和を歩んでいる中であっても、全世界において戦火にまみれ、多くの犠牲者が出て、国を失い逃げ惑う、そういう国民が世界の各地にいることも事実です。

また、我が国は陸続きの国境を有しないという、そういう立場から、隣国との緊張感も多少薄れがちな部分もありますが、しかし、別海町のすぐ隣の北方領土ばかり、遠く九州、沖縄方面の南西海域においても、常に隣国との緊張感を、私たちが感じる以上に緊張を感じながら、国を守っている姿もよく見受けられます。

そうした中で、我が国だけが本当に平和、平和で歩んでいていいのか。そういう機運が自分にはあります。もちろん恒久的に我が国が平和であることはみんなの望みです。

しかし、先ほど申し上げたような、今、世界の状況を踏まえたと、やはり、これから恒久的な平和を続けていくための日本のとる一つの一つの動きだと私は理解しております。

そういう観点から、決してこれは戦争するための法案でもなんでもない。

平和をしっかりと、全世界に広げる。そういう意思のあらわれと私は理解しております。

そういう観点から、私はこの意見書提出に反対とさせていただきます。

重ねまして、これは戦争法案ではありません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原政勝君) 起立少数であります。

したがって、発議第12号は否決されました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

(「緊急動議」との声あり)

○議長(松原政勝君) まず、動議の理由を言ってください。

(「体調不良」との声あり)

○議長(松原政勝君) ここで会議を暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

(8番西原議員、体調不良により退席)

午前11時33分 再開

○議長(松原政勝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 発議第13号

○議長(松原政勝君) 日程第7 発議第13号未婚のひとり親世帯にも寡婦(寡夫)控除の適用を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

11番瀧川議員。

○11番(瀧川榮子君) 未婚のひとり親世帯にも寡婦(寡夫)控除の適用を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

厚生労働省が発表した2011年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子世帯は推計値で123万7,700世帯、父子家庭は22万3,300世帯に上ります。うち「未婚の母」が母子世帯の7.8%、「未婚の父」が父子世帯の1.2%を占め、調査の度ごとに増加しています。

ひとり親世帯の就業状況は「正規の職員・従業員」の割合が減少し、平均年間就労収入は母子世帯181万円、父子世帯360万円となっており、子どものいる全世帯の平均所得と比較すると、母子世帯は44%、父子世帯は69%にしかありません。特に婚姻歴のないひとり親世帯は極めて低収入状態に置かれています。

しかし、税法上の「寡婦」「寡夫」とは、過去に法律婚をしたことのある者に限定されているため、子どもを扶養している婚姻歴のないひとり親家庭の父母は、所得税法の定める「寡婦控除」及び「寡夫控除」が適用されません。これによって算定された所得が、基準とされた結果、同じひとり親でありながら婚姻歴のないひとり親は課税所得が高く設定され、負担が重くなる状況にあります。

子どもの権利という点で考えれば、親に婚姻歴がある、ないに関わらず、生まれてきた子どもに責任はありません。

世界的には、先進国の多くが婚外子に対する法的な差別を撤廃しており、国連の自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会からも、再三にわたり日本の法律に規定されている婚外子への差別的条項の削除を求められているのです。

このような動きから見ても、子どもの最善の利益を尊重する視点に立ち、親の婚姻歴に関わりなくすべての子どもが心身ともに健やかに成長する権利を保障する必要があるとお

もいます。

このことから、婚姻歴のないひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除を適用するよう、法律改正の早期実現を図るよう強く要望し、本意見書を提案するものであります。

発議第13号未婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年12月11日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同、中村忠士。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 内容につきましては、今、発表ありましたように十分承知できる内容と理解しております。

ただ、この前段にもありますように、あくまでも全国統計の中での数値的な発表だったかなと思います。

そういう意味で、それを受けて、やはり、これは別海町議会として出すという立場からいけば、我が町のこういった部分について、どのような状況であるか、そういうことも加味した中での意見書にすべきではないかなという、そういう思いがありましたので、その辺ところちょっと質問させていただきます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 御質問にお答えいたします。

私、個人的に非婚のひとり親家庭の方を知っていますが、税の関係のほうで、担当に、内容、別海町の現状について聞きましたが、個人情報でもあるということで内容的にお聞きすることはできていません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 私がちょっと、本来聞きたかったのはそういう部分ではなくて、それぞれの自治体でこういう立場にある人たちに対するフォローというのも、それぞれの自治体でいろいろやられているかなと思うのですね。

そういう意味では、そういうことも含めた中での、この部分という捉え方の中で、我が町としては、そういう意見書を添えたほうが、よりうちの議会としての出す意見としては、大きな意味を占めるのではないかなという、そういう意味で質問させていただきました。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 今、道内では、非婚の世帯、非婚の親御さんに対して、みなし適用している自治体っていうのは28自治体あるということです。

まだまだ179あるうちでは、少ない自治体数になっている現状があります。

そのうちの 하나가別海町になります。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発委第1号

○議長（松原政勝君） 日程第8 発委第1号介護報酬の再改定を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（戸田憲悦君） これが最後でございます。

介護報酬の再改定を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

平成27年4月に実施された介護報酬の大幅なマイナス改定は、介護事業者の事業継続が困難となる恐れがあり、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪いかねないものであります。

地域住民の介護を守る多くの介護事業者は、改定前の介護報酬においても介護従事者の賃金の確保で精一杯の状況であり、介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善に充てることを目的とした「介護職員処遇改善加算」は介護職員だけを対象としていますが、介護の現場には看護師、ケアマネージャー、事務員、調理員など多様な職種が働いており、介護職場全体のバランスの取れた処遇改善には、加算ではなく介護報酬自体の引き上げが必要であります。

地域住民の介護を守り、誰もが安心して利用できる介護制度を実現するため、介護事業者の経営の維持と介護の現場において人員不足となっている介護従事者の大幅な処遇改善が必要であることから、介護事業所と介護従事者が、充実した介護サービスの提供を実現するための処遇改善の財源が確保できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しすることを求め、本意見書を提案するものであります。

発委第11号介護報酬の再改定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年12月11日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会福祉医療常任委員会、委員長、戸田憲悦。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（松原政勝君） 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第4回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時48分

◎町長挨拶

○議長（松原政勝君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 第4回町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、4日間にわたって慎重な御審議をいただき、提出いたしました議案17件、同意1件について全て御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。

また、本定例会においては、平成26年度の各会計決算につきましても、すべて認定をいただきました。

9月の定例会以降、決算審査特別委員会で慎重な御審議をいただきましたが、松壽委員長、今西副委員長、そして委員の皆さまにおかれましては、長期間にわたり御審議を賜り、大変ありがとうございました。

なお、審査でいただいた御指摘、御意見、また、御提案につきましては、予算の更なる効率的な執行に反映させてまいる所存でございます。

さて、早いもので、今年も残すところ、あと半月程となりました。振り返りますと、年明け早々から、いく度もの暴風雪に見舞われ、近年にない積雪を記録したことを、つい先日のように感じます。

4月には統一地方選挙が行われ、当選の榮譽に浴された議員の皆さんによる新たな構成での議会運営が開始されました。

私も、町民の皆さんの御支援をいただき、3期目の行政運営に当たる上で思いを新たにしたいところでございます。

また、町内各地に被害をもたらした8月10日の大雨を初めとし、台風を含む数度にわたる大雨や高潮被害にも見舞われ、今年も、自然災害に対する備えの大切さを都度、実感しながら、その対応に当たってまいりました。

なお、8月10日からの低気圧による大雨で被災した道路の復旧状況ですが、12月10日現在で、町道の被災箇所145箇所のうち141箇所、農道は被災箇所5箇所のうち4箇所、合わせて145箇所が復旧を完了しており、残り5箇所につきましても年内には完了する目処がついております。

これからは、雪に備える季節に入りますが、今年度も除雪体制を万全とするため、11月9日に町有車12台の運行について、業務委託契約を完了しております。

民有車については、例年どおり12月上旬からの委託契約を予定していましたが、11月24日に予想外の降雪があったことから、急遽11月25日付けで31の法人及び個人と契約をし、出動態勢を整えたところです。

除雪費につきましては、本議会で1億円の追加補正も議決いただきましたが、町民の生活や生産活動に支障とならないよう、作業の効率化を図り、迅速な対応をしてまいる所存です。

また、これからは、インフルエンザが猛威を振るう時期でもあります。今シーズンは、対応するインフルエンザの類型が追加となり、3価から4価のワクチンに変更になりました。接種料金も値上がりしていますが、別海病院では13歳未満の児童の接種料を据え置いたほか、町でも高齢者の自己負担分を据え置くよう助成措置をしておりますので、健康維持と医療費抑制の上からも、多くの方に接種を受けていただきたいと考えております。

さて、今後の日程でございます。

年明けの1月5日ですが、恒例となっております別海町新年交礼会を、町と町内会連絡協議会との共催により開催いたします。

昨年と同様、役場庁舎の1階会議室を会場に開催することとして、案内させていただいております。

当日は、別海消防団の「出初め式」も予定されておりますので、日程を調整されまして、御出席いただきますようお願いいたします。

また、その2日後の1月7日には、第68回別海町成人式が中央公民館で開催されます。本年度の対象者は115名で、今年も式典の後には新成人自ら実行委員会を組織し、交流会なども企画されているとのことです。

新年の何かとお忙しい時期かと存じますが、こちらにも、是非、御出席を賜り、本町の未来を担う新成人を祝福していただければと存じます。

これから厳冬期へと向かい、日増しに寒さも厳しくなっております。

どうか、御自愛の上、御家族お揃いで明るい新年を迎えられますよう、御祈念申し上げますとともに、この一年間の議員の皆さまの町政運営に対する御理解と御協力に感謝を申し上げます。定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 皆様、これから年末年始を控え、酒席の機会が多くなると思いますが御自愛いただきたいと思います。

本年は、大変御苦勞さまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員